

山口県報

令和4年
10月25日
(火曜日)

目次

- 告示
保安林指定の解除（周防大島町）（森林整備課）……………
- 公告
建設業の営業の停止命令（監理課）……………



山口県告示第三百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和四年十月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 解除に係る保安林の所在場所
大島郡周防大島町大字神浦字行ノ木迫一〇一六六の七
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由
道路用地とするため



(二七九) 建設業の営業の停止命令

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、建設業の営業の停止を命じました。

令和四年十月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 処分をした年月日
令和四年九月三十日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商号又は名称 株式会社オフィス・ヒロ
主たる営業所の所在地 周南市野上町二丁目一六番地
代表者の氏名 甲斐 勝廣
許可番号 山口県知事許可（般一三〇）第二二二二〇号
- 処分の内容
(一) 停止を命じた営業の範囲
土木工事業の営業であつて、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第五号に規定する公共法人又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人以外の者が発注者であるもの
(二) 営業の停止の期間
令和四年十月十四日から同月十六日まで
- 処分の原因となつた事実
代表取締役が、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定に違反した罪及び刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百一十一条の罪により、令和四年七月四日に周南簡易裁判所から罰金五十万円の略式命令を受け、その刑が確定し、このことが法第二十八条第一項第三号に該当する。

令和四年十月二十五日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁